赤穂商工会報

発行日　2018. 11. 1
（第５２９号）
会員数（10月１日現在）
法人　４０７
個人　５７０
計　９７７
発行 赤穂市加里屋68-9
赤 穂 商 工 会 議 所
TEL 0791-43-2727

会員事業所訪問

開業されて約１年が経過された事業所を訪問し、今後の抱負をお聞きしました。

ぱんや nico　代表　清水潤二さん

ぱんや nico
代表　清水　潤二　さん
住所　赤穂市砂子１５７
電話　25－９１７５
開業年月　２０１７年７月

Q．開業したきっかけは？

A．元々料理が好きで、板前として働いていましたが、縁があってパン屋で働くことになり、思いのほかパン作りが楽しく、自分の店を持ちたいという思いが強くなり、開業にいたりました。

Q．開業から一年たって

A．徐々にお客さんが増えてきたので、今は順調にやっていけていると思います。近所の方がよく来て仲良くして下さるのでとてもうれしいです。

Q．ご主人のこだわりは？

A．常に新しいパンを作っていきたいと思っています。季節に合わせたパンなど、なるべく多くの種類を作って並べるように工夫しています。あとはお店の外観にもこだわって、昭和の駄菓子屋をモチーフにしています。近所に子どもさんが多いので、気軽に入ってくれるとうれしいです。

Q．普段心がけている事は？

A．笑顔が好きなのでお客様や自分が笑顔になれるようなお店作りを心がけています。「ぱんや nico」と言う名前も笑顔のニコという意味を込めてつけました。明るい雰囲気でお客様をお迎えしたいと思っています。

Q．商工会議所の会員として

A．オープン前から丁寧に相談に乗ってもらえたのでとてもありがたかったです。開業するにあたって分からないことが多く、一人で考えていても前に進まなかったのですが、資金調達から事業計画までアドバイスいただき、助かりました。

Q．今後の抱負を！

A．開業して3年ほどは宣伝期間だと思っているので、いろいろなイベントに出店して知名度を上げていきたいです。地域の方に愛されて、みんなが笑顔になれるお店にしていきたいですね。

作業中の様子

みなさんお気軽にお越し下さい！中小企業相談所

11 月経営何でも相談会のご案内
【相談無料・秘密厳守】

日時	内　容	相談員	会　場
11/20（火）13時～16時	金融相談	日本政策金融公庫（国民生活担当）日本政策金融公庫（中小企業担当）	赤穂商工会館４Ｆ大ホール
	法律相談	弁護士	
	社会保険相談	社会保険労務士	
	登記相談	司法書士	
	パソコン相談	当所職員	
	知的所有権相談	兵庫県発明協会	
	創業・経営相談	当所職員	１Ｆ相談室

・お申込・お問合せは赤穂商工会議所まで
（TEL 43－2727）

消費税軽減税率制度説明会を開催

制度・補助金のポイントを説明

当所では、９月27日に消費税軽減税率制度の導入及び軽減税率対策補助金の申請について説明会を開催しました。

平成31年10月の消費税10％への引上げに伴い導入される軽減税率制度の概要・日々の業務への影響を相生税務署が説明。

続いて、安見正悟税理士から、接客する従業員の制度理解の重要性、補助金活用によるレジ購入の流れを解説頂きました。

インターンシップ　就業体験を通じて社会教育

社員から説明を受けていました

当所会員事業所のジオマテック㈱では、赤穂の企業や製品の事を知ってもらい、将来の就職活動に活かしてもらえればと、高校生インターンシップを受け入れ、就業体験を通じて社会教育、企業としての地域貢献に積極的に活動しています。

受入は昨年に続いて２回目で、10月15日から５日間、相生産業高校の２年生１名を受け入れ、社員から説明を聞きながら、梱包作業などを体験し「学べる事がたくさんあっていい経験になりました」と話していました。

【新会員のご紹介】

ご加入いただいた３事業所をご紹介します。
（平成３０年８月１日～９月３０日まで）
ご加入ありがとうございます。

（敬称略、順不同）

事業所名	代表者名	所在地	業　種	所属部会
赤穂生コン㈱	目木敏彦	加里屋	生コンクリート製造	工業
Richesse	波多野一江	加里屋	飲食	観光
㈲寺村技研	寺村峰男	備前市	金属加工	工業

会費納入のお願い

平成３０年度後期会費を納入して頂く時期となりました。
請求書が届きましたら、納入方よろしくお願い致します。

赤穂商工会議所　総務課

11月は「労働保険適用促進強化期間」

労働保険（労災保険・雇用保険）は政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイトを含む）を１人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

まだ労働保険の加入手続きをされていない事業主は、従業員が安心して働けるように、今すぐ最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所に連絡してください。

労働保険の加入手続きについてのお問い合わせは、相生労働基準監督署（22－０１２０）又は龍野公共職業安定所赤穂出張所（42－２３７６）までお願い致します。

また、当所でも、労働保険事務組合として加入や届出等の事務処理を行っていますので、お気軽にお問合せ下さい。

兵庫労働局ホームページ
http://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/

平成31年１月から スマホでも申告が可能！

事前に最寄りの税務署で、ＩＤとパスワードを取得すると、スマホ等で申告書作成、送信ができます。

（手続きの際は、運転免許証などの本人確認書類が必要です。）

IDとパスワードがあれば、マイナンバーカードとICカードは必要ないよ

相生税務署　0791-23-0231

マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

赤穂経営者協会
定例会議を開催

講師の下川正義氏

赤穂経営者協会では、10月2日に赤穂ロイヤルホテルにて平成30年度定例会議を開催しました。

講師に社会保険労務士の下川正義氏を迎え、「働き方改革法で雇用を取巻く影響と対策！」というテーマで、働き方改革関連法案に関し、今後必要な対策等について講義いただきました。多岐にわたる法律改正のうち、今回は「長時間労働の抑制」と「正規社員、非正規社員の格差解消」を中心に具体例を交えながら解説いただき、理解を深めました。

赤穂労務研究会
「心理学から学ぶ労務管理」開催

講師の塚原康弘氏

当所では、９月26日に赤穂労務研究会「心理学から学ぶ労務管理」セミナーを開催しました。

塚原康弘氏（ココロジー研究所 代表）を講師に迎え、「リーダー・中堅社員の心理を探った労務管理手法」というテーマで、第１回目に引き続き心理学の観点から労務管理の手法を探りました。今回はリーダー・中堅社員を育成していくための教訓やリーダー・中堅社員が陥りやすい心理状況等について自身の経験や様々な学説を交えながら解説いただき、大変参考になるセミナーとなりました。

2018年 学卒者初任給調査結果

姫路・赤穂・山崎経営者協会、姫路地域雇用開発協会では、会員企業を対象に２０１８年入社の新卒者初任給調査を行いました。回答１７１社。
※金額は規模・全職種平均の所定労働時間内賃金。

学卒者初任給（全規模・全職種平均）

学　歴	職種	初任給（円）	対前年アップ率（％）
大学院（修士）卒	技術	220,596	0.68
大　学　卒	事務	199,072	0.66
	営業	206,743	0.58
	技術	203,532	0.69
高　専　卒	技術	182,018	0.96
短　大　卒	事務	176,874	0.53
	営業	179,616	0.79
専門学校卒	営業	180,530	0.80
	技術	180,433	0.63
高　校　卒	事務	166,173	0.71
	営業	168,213	0.98
	技能	167,706	0.84
中　学　卒	技能	159,433	1.16

※所定労働時間内賃金とは、１か月の所定労働 時間を皆勤した場合に支払われる税込額で、“基本給＋諸手当”の総額（時間外・休日勤務・深夜割増の各手当、交替制勤務の場合の深夜割増手当、および通勤費を補助する通勤手当は除く）

多様な働き方と処遇改善セミナー開催

多数の取組を発表いただきました
（兵神装備㈱　港　眞里子）

当所及び赤穂経営者協会では、10月９日に赤穂商工会館にて、兵庫県経営者協会と共催により「多様な働き方と処遇改善セミナー」を開催した。

セミナーでは「過重労働対策について」というテーマで嶋田憲嗣氏（厚生労働省 兵庫労働局 労働基準部 監督課 課長）、「今、押さえておきたいこれからの労務管理」について宮内雅也氏（人事労務倶楽部 代表）、「多様な働き方と処遇改善（好事例紹介）」について港 眞里子氏（兵神装備㈱パーソネルサポートチーム リーダー）の３名に解説いただき、働き方改革関連法案に関する理解を深めました。

一日公庫のご案内

【日時】 平成30年11月28日（水）
10：00 ～ 16：00
【場所】 赤穂商工会館３階 小研修室
【申込】 赤穂商工会議所 TEL:43-2727
日本政策金融公庫姫路支店 TEL:079-225-0572
【締切】 11月21日（水）まで
※詳細は今月折込のチラシをご参照下さい。

赤穂環境保全協議会
会員企業研修会を実施

赤穂環境保全協議会（会長　清末周一氏　住友大阪セメント㈱）では、

会員企業研修会の様子

9月19日に会員企業研修会を品川リフラクトリーズ㈱西日本工場赤穂製造部にて実施し、約20名の会員事業所の担当者が参加しました。

研修会では、赤穂製造部の概要と製造製品、特に産廃処理法に基づく電子マニフェストの導入における経営コストや事務運用面でのメリットについて説明後、産廃の保管場所、分別方法などを中心に工場見学を実施しました。

平成30年度
青年部セミナー開催

9月18日、当所青年部（藤田敬三会長　フジタデンキ㈱）は、妻井昭二氏（工芸呉服きぬや代表）を講師に迎え、「生活文化と書」セミナーを開催した。

日本文字文化機構認定講師　妻井昭二氏

講師の妻井氏は日本文字文化機構の認定講師であり、参加したメンバーの名前を例に、漢字の成り立ちについて講義を行っていただきました。

当セミナーには、特に交流のある相生・龍野の青年部メンバーも参加し、共に教養と知識を深めました。

海老とステーキのお店　移転OPEN!
おさきかもめ屋
城西館
赤穂市六百目町27-2
（旧チャイナハウス香港跡地）
TEL42-2890

播州赤穂の地酒
忠臣蔵

創業慶長六年　醸造元　奥藤商事株式会社
〒678-0172
兵庫県赤穂市坂越 1419-1
TEL　0791-48-8005　FAX　0791-48-8813

タクシーの　赤穂　ご用命は…
赤穂タクシー㈱
☎42-2088(代)

民間車検工場・各種自動車販売・整備・各種保険代理店
カナガワ
株式会社 金川工作所
ダイハツ赤穂
赤穂市加里屋29番地の8　TEL 0791-43-2515(代表)
FAX 0791-43-4888
http://www.kanagawa-works.jp E-mail:info@kanagawa-works.jp

退職金の準備を中小機構がお手伝いします
安心　安全　国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします
年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？
制度の特長
1 経営者のための 退職金制度
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
2 掛金は 全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
3 受取時も 税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。
他にもこんな特徴があります。
契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい
中小機構
TEL:050-5541-7171（共済相談室）　小規模共済　検索